

議案第43号

七飯町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

七飯町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(七飯町子ども医療費の助成に関する条例及び七飯町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「被保険者証又は組合員証及び」を削る。

(1) 七飯町子ども医療費の助成に関する条例(平成6年条例第20号)第6条

(2) 七飯町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成6年条例第19号)第7条

(七飯町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 七飯町国民健康保険条例(昭和29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。